

リーフレット「税制優遇を受けられる機会を逃していませんか？」の訂正とお詫び

平成 26 年 3 月作成のリーフレット「税制優遇を受けられる機会を逃していませんか？」について、一部の表現に誤りがありましたので、訂正し、お詫びいたします。

先にダウンロードされた方は、恐れ入りますが当該部分について修正をお願いいたします。

今後は、このようなことが起こらないよう、確認を徹底してまいります。

場所	誤	正
2ページ目 2「税制優遇制度の対象となる事業主の要件」	●平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に <u>始まるい ずれかの事業年度において</u> 、次世代法の認定を受けること	●平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に、次世代法の認定を受けること